

## 基本目標7 子どもたちを危険から守るまちづくり

### 【現況と課題】

交通安全は、交通安全協会や警察署を中心に交通安全教室を保育園・幼稚園や小学校において実施していますが、事故を起こさないためには、さらに教室の充実を図るとともに、道路環境の整備など、総合的かつ継続的な交通安全対策が必要です。

最近では、防犯対策としてPTAや商店街等を中心に自主的な防犯パトロールを実施するところも増えてきており、犯罪を抑止する上でその効果が認められています。本市においても防犯指導員を中心に地域全体で犯罪を起こさない環境づくりを進める必要があります。

### 【施策の方向】

#### 1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

- (1) 交通安全教育の推進
- (2) 交通安全団体の支援
- (3) チャイルドシートの正しい使用の徹底

#### 2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

- (1) 防犯対策
- (2) 自主防犯グループの育成
- (3) 防犯講習の実施
- (4) 子どもを守る家（店）の支援

#### 3 防災活動

#### 4 被害に遭った子どもの保護の推進

## 7-1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

### (1) 交通安全教育の推進

子どもを交通事故から守るため、警察署、保育園、幼稚園、小・中学校、児童館、関係民間団体等との連携・協力体制の強化を図り、交通安全教育の強化など、総合的な交通事故防止対策を推進します。

### (2) 交通安全団体の支援

各保育園、幼稚園、小・中学校等のPTA活動など自主的な交通安全団体の活動を支援します。

### (3) チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発活動を進めます。

#### [具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	担当部局
安全・安心まちづくりの推進	安全で安心なまちづくり推進の基本計画に基づき、各種の施策を円滑に実施します。	市民	生活部
安全・安心まちづくりに向けた広報・啓発	市民の安全・安心な暮らしに向けた啓発事業を実施します。	市民	生活部
交通安全街頭指導	地域内の各小・中学校の通学路危険箇所などで、子どもたちを交通事故から守り、交通安全の意識の高揚を図るために街頭指導を実施します。	市民	生活部
交通安全啓発活動	市民参加によるキャンペーン（氏郷まつり等）において交通安全を目的に啓発活動を実施します。	市民	生活部
交通安全教室	交通安全教育指導員「とまとーず」が子どもから高齢者まで心に残る教育・啓発手法を取り入れた交通安全教育を展開します。	市民	生活部

## 7-2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

### (1) 防犯対策

「安全安心推進会議」及び「安全・安心施策推進協議会」など関係機関と警察署との連携により、情報の共有化や情報交換を進めます。

また、学校、地域、各種団体との連携により防犯活動の充実を図ります。

### (2) 自主防犯グループの育成

各小・中学校のPTAや商店街において自主防犯グループの組織化を促し、登下校時の見守り活動や繁華街のパトロール活動など、自主的な防犯活動を支援します。

### (3) 防犯講習の実施

子どもが犯罪の被害に遭わないようにするために、警察署や関係機関と連携し、学校や公民館活動等の場を利用して防犯講習等を実施します。

### (4) 子どもを守る家（店）の支援

地域社会で子どもの安全を確保することを目的に、地域の見守り活動と緊急時の対応を図るため、各地区の児童数・地域を考慮して、子どもを守る家（店）（子ども110番の家、子どもSOSの家等）の活動を支援します。

### 【具体的な事業】

事業名	事業の内容	対象者	対象部局
防犯灯設置等補助金事業	夜間の安全確保・犯罪防止のために自治会が設置し、維持管理する防犯灯の設置等に補助し、安全な空間づくりをめざします。	自治会（市民）	生活部

### 7-3 防災活動

災害時に要援護者となる可能性の高い高齢者・障がい者（児）・幼児等への災害予防対策については、市の地域防災計画に基づき取り組むこととし、今後も防災意識の啓発と市内の保育園・幼稚園・小中学校での避難訓練を実施します。

#### [具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	対象部局
防災啓発事業	各地域・自治会等をはじめとし、幼少期の知識習得が大切であることから、出前講座・紙芝居等を通じた意識向上をめざします。	市民	生活部
防災訓練事業	総合防災訓練をはじめとし、各園・校等における各種訓練を支援し、発災時における被害軽減をめざします。	市民	生活部
災害時要援護者支援事業	災害時要援護者避難支援プランの全体計画及び要援護者カルテ・避難プランの策定等をめざします。	市民	生活部

### 7-4 被害に遭った子どもの保護の推進

犯罪、いじめ、児童虐待等により被害を受けた子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援するため、民間組織である全国被害者支援ネットワーク等との連携により子どもに対するカウンセリング、保護者に対する助言等、関係機関と連携したきめ細かな支援に努めます。

また、DVにより被害を受けた母親及びその子どもに対しても保護に努めます。

#### [具体的な事業]

事業名	事業の内容	対象者	対象部局
犯罪被害者等支援事業	みえ犯罪被害者総合支援センター等、専門機関との連携により被害を受けた児童等の一日も早い回復をめざします。	市民	生活部